

# ○平成24年度地方競馬全国協会役職員の給与等

## I 役員給与等について

### 1 役員の給与

給与の種類	支給基準等及び支給に係る臨時特例措置		
本俸	本俸月額(円)		
		本俸月額	特例期間(注)
	理事長	1,020,000	969,000
	副理事長	937,000	890,150
	常務理事	843,000	800,850
	理事	843,000	800,850
	監事	763,000	724,850
	非常勤監事	484,000	484,000
特別調整手当	常勤役員に支給： 本俸×0.12		
通勤手当	通勤のため公共交通機関を利用している常勤役員に支給する。		
特別手当	$\left[ \left( \text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額} \right) + \left( \text{本俸月額} \times 0.25 \right) + \left( \text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額} \right) \times 0.2 \right] \times \text{支給割合}$ *支給割合：年 0.9ヶ月		

(注)平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(特例期間)においては、非常勤監事を除き、本俸月額に100分の5を乗じて得た額を減じて支給する。

### 2 役員の退職手当

退職の日における本俸月額×0.125×在職期間(月数)

## II 職員給与について

### 1 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の支給の基準を定めるにあたっては、社会一般の情勢等に適合したものとなるよう、基本的な考え方として以下の点に配慮し、当協会の給与制度は、多くの地方公共団体が範とする国家公務員の給与制度に準じた制度としている。

(1) 当協会は、主として地方競馬主催者の行う競馬の売上の一部から交付される交付金を原資として、地方競馬の公正確保及び畜産振興等の公益貢献を通じて地方競馬主催者の共通の利益となる事業等競馬法に規定された事業を行っている団体であること。

(2) 職員が高い使命感を持って職務に専念することができ、また、労使関係の安定を図り、将来にわたって円滑な業務運営を確保できる基盤となるような適正な水準であること。

(3) 職員の理解と納得を得つつ、地方競馬関係者及び社会一般の理解が得られる水準であること。

### 2 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を反映させるため、昇給区分を4段階にして昇給を実施

### 3 平成24年度における給与制度の主な改正点

- (1) 平成23年度の人事院勧告に対応して本俸月額を平均0.23%減額
- (2) 国家公務員給与の臨時特例措置への対応として
  - ① 本俸月額支給額の減額
    - 事務・技術職 7級以上 5%減額、6級以下 3%減額、2級以下 1%減額
    - 技能・労務職 3級以上 3%減額、2級以下 1%減額
  - ② 役付手当の減額：事務・技術職 7級以上 10%減額
  - ③ 実施期間
    - 事務・技術職8級以上は、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで。
    - 事務・技術職7級以下及び技能・労務職は、平成24年7月1日から平成26年3月31日まで。

### 4 職員給与の支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 113	歳 47.0	千円 8,176	千円 6,390	千円 226	千円 1,786
事務・技術	人 104	歳 47.0	千円 8,345	千円 6,532	千円 242	千円 1,813
技能・労務職	人 9	歳 46.3	千円 6,221	千円 4,743	千円 40	千円 1,478
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 4	歳 48.5	千円 3,359	千円 3,359	千円 146	千円 0
事務・技術	人 4	歳 48.5	千円 3,359	千円 3,359	千円 146	千円 0
技能・労務職	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 12	歳 62.1	千円 4,119	千円 4,012	千円 152	千円 107
事務・技術	人 9	歳 62.3	千円 4,283	千円 4,141	千円 186	千円 142
技能・労務職	人 3	歳 61.5	千円 3,628	千円 3,628	千円 52	千円 0
非常勤職員	人 4	歳 42.5	千円 1,837	千円 1,837	千円 181	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他	人 4	歳 42.5	千円 1,837	千円 1,837	千円 161	千円 0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 技能・労務職とは、特殊な技術又は資格を所持し、訓練用馬の調教馴致、装蹄、大型バス・トラクター等の車両の運転等の業務に従事している者をいう。

注3: 非常勤職員のうちその他については、事務補助を指す。